

周防大島町告示第76号

平成22年第2回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成22年11月17日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成22年11月24日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君

神岡 光人君

平野 和生君

今元 直寛君

尾元 武君

中本 博明君

平川 敏郎君

安本 貞敏君

布村 和男君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

新山 玄雄君

魚原 満晴君

広田 清晴君

中村 美子君

魚谷 洋一君

松井 岑雄君

久保 雅己君

小田 貞利君

応招しなかった議員

平成22年 第2回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成22年11月24日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成22年11月24日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・180条関係)
- 日程第5 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第2号 周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第3号 動産の買入れについて(小学校パソコン教室用パソコン機器等)
- 日程第9 議案第4号 平成22年度森野(和佐)漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結について
- 日程第10 常任委員会委員の選任について
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第1 柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件について
- 追加日程第2 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第3 柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件について
- 追加日程第4 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙について
- 追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件
- 追加日程第6 議席の一部変更

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・180条関係)
- 日程第5 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第6 議案第1号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第2号 周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第3号 動産の買入れについて（小学校パソコン教室用パソコン機器等）
- 日程第9 議案第4号 平成22年度森野（和佐）漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結について
- 日程第10 常任委員会委員の選任について
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第1 柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件について
- 追加日程第2 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第3 柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件について
- 追加日程第4 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙について
- 追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件
- 追加日程第6 議席の一部変更

出席議員（19名）

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
16番 安本 貞敏君	17番 久保 雅己君
18番 布村 和男君	19番 小田 貞利君
20番 荒川 政義君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 木元 真琴君
書記 中村 和江君

議事課長 中尾 豊樹君
書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	副町長	岡村 春雄君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	石原 得博君
総務部長	中野 守雄君	産業建設部長	嶋元 則昭君
健康福祉部長	田村 敏範君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	川元 文雄君
東和総合支所長	菊本 雅喜君	橘総合支所長	八幡 清治君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	西本 芳隆君	財政課長	奈良元正昭君

午前9時30分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。

ただいまから、平成22年第2回周防大島町議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番、平川敏郎議員、15番、松井岑雄議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 御異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決定しました。

・

日程第3．議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） どなたも、おはようございます。

本日は、平成22年第2回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日提案をしております議案等につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

平成22年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事について、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における、工事請負変更契約を専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについてであります。

来たる11月26日をもちまして任期満了となります、周防大島町教育委員会委員の任命について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第1号は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

国の人事院勧告を受けて、給料表の改定、期末勤勉手当の減額等、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

12月期末勤勉手当支給基準日であります12月1日までに所要の条例改正を行うため、本議会臨時会に提案したものであります。

議案第2号は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正についてであります。

議案第1号と同様、国の人事院勧告を受けて、船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

議案第3号は、動産の買入れ（小学校パソコン教室用パソコン機器等）についてであります。

指名競争入札の結果、周防大島町大字久賀の有限会社中谷事務機が落札いたしましたので、この業者と物品売買契約を締結するため、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第4号は、平成22年度森野（和佐）漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結についてであります。

周防大島町大字久賀、ユタカ工業株式会社と請負契約を締結しております工事について、離岸堤の延長により原契約を増額し、請負変更契約を締結するため、議会の御議決をお願いするものであります。

以上、議案等の概要について御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 以上で議案の説明は終わりました。

日程第4．報告第1号

議長（荒川 政義君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。

中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

平成22年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事につきましては、本年7月に周防大島町大字平野、大海建設工業株式会社と請負契約を締結し、来年の1月31日を工期として工事を進めております。

当初、既設離岸堤へ転用可能な消波ブロックについては再利用し、転用不可の消波ブロックについては漁礁へ利用することとしていましたが、現地精査により、転用可能なブロックが不足し、ブロック製作個数が増加いたしました。これに伴い、請負代金を増額することが必要となりました。

については、原契約6,961万800円に494万4,450円を増額した7,455万5,250円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき規定された専決処分事項により、平成22年11月10日に専決処分を行いましたので、これを御報告するものであります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第5．同意第1号

議長（荒川 政義君） 日程第5、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明いたします。

教育委員会委員の中原徹也氏は、周防大島町が発足した年の平成16年11月27日から教育委員に就任、18年12月からの2年間は、教育委員長として本町教育行政発展のため御尽力を

いただいたところでありますが、来たる11月26日をもちまして、その任期が満了いたします。

合併前の旧大島町の教育委員を通算いたしますと、実に15年間もの長きにわたり、教育委員として在任いただきました。

ここに、同氏の御労苦に感謝をいたしますとともに、その御功績に対し深く敬意を表するものであります。

つきましては、後任の委員の任命を要するのですが、私といたしましては、実直な人柄、責任感旺盛で判断力にもすぐれ、豊富な知識、経験等を考慮いたしまして、周防大島町大字戸田にお住まいの珠山信孝氏が最適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会にお諮りをする次第であります。

教育委員会におきましては、学校の耐震化推進計画を初め、小中学校の新学習指導要領の実施へ向けての課題など多くの問題を抱えており、私としましては、同氏の教育委員としての手腕に大きな期待をしているところであります。

なお、同氏の経歴につきましては、添付の関係資料のとおりであります。

議員各位におかれましては、珠山信孝氏の教育委員任命について御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。珠山信孝氏を教育委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、珠山信孝氏を教育委員の任命につき同意することに決定しました。

日程第6．議案第1号

日程第7．議案第2号

議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について及び日程第7、議案第2号周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正についてを一括議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 1 号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について補足説明を申し上げます。

人事院は、去る 8 月 1 0 日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与に関する改定について勧告を行いましたが、政府はこれを受け、我が国の財政事情がますます深刻化しているもとで、総人件費改革が求められていることなどを考慮し、総人件費を削減する必要のため、人事院勧告以上の削減等を検討しておりましたが、1 1 月 1 日勧告どおり改定することを閣議決定し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等を国会に提出しました。

本年も、厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受け、国家公務と民間の給与比較において、給料、期末勤勉手当のいずれも公務が民間を上回っていることが明らかになったため、平均 0 . 1 9 % の俸給表の引き下げを行うとともに、期末勤勉手当についても、年間で 0 . 2 月、特別職及び議員は 0 . 1 5 月分引き下げることとしております。

本町におきましても、国の人事院勧告に準じて所要の条例改正を行うものであります。

それでは、改正の要点を逐条によって御説明申し上げます。

第 1 条の「周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」でございますが、給与条例第 1 7 条第 2 項に規定の 1 2 月に支給される期末手当の支給割合を「1 0 0 分の 1 5」引き下げ、現行の「1 0 0 分の 1 5 0」から「1 0 0 分の 1 3 5」に改正するものであります。

また、第 1 8 条第 2 項中の勤勉手当の支給割合を「1 0 0 分の 5」引き下げ、現行の「1 0 0 分の 7 0」から「1 0 0 分の 6 5」に改正するものであります。

附則第 1 0 項につきましては、行政職給料表を受ける職員で、次の表に示されている 6 級の職務級以上に在職し、5 5 歳以上に到達した者、これを特定職員と称し、特定職員について給料等の減額を行う改正であります。

第 1 号において、特定職員の月額給料について 1 . 5 % の減額を行うこと。第 2 号及び第 3 号において、特定職員は第 1 号に定める給料月額の前減額に連動して、期末勤勉手当についても減額調整を受けることの改正、及び特定職員に係る期末勤勉手当の減額の計算方法を規定したものであります。

第 4 号につきましては、退職者の給与に関する減額を定めたものであります。

附則第 1 1 項につきましては、月の初日以外の日に特定職員となった場合の減額計算の方法について、規則に委任するものであります。

附則第 1 2 項につきましては、時間外勤務手当等算出に係る特定職員の勤務 1 時間当たりの単価計算においても 1 . 5 % の減額調整を行う旨の規定であります。当町は、行政職 6 級以上は管理職であるため、該当はありません。

別表 1、2、3 の給料表につきましては、国の給料表を準用して運用しておりますが、給料に

ついても、別表のとおり行政職、医療職及び技能職について、それぞれ引き下げる改正を行うものです。

第2条は、平成23年度以降の期末勤勉手当の変更を行うもので、6月の期末手当の支給割合を1.25月から0.025月引き下げ、1.225月とし、12月の期末手当の支給割合を、本改正で減じた1.35月から0.025月引き上げ、1.375月とするものであります。

また、6月、12月の勤勉手当の支給割合を、本改正で減じた0.65月から0.025月引き上げ、0.675月とするものであります。

これによりまして、本改正による平成22年度及び平成23年度の期末勤勉手当につきましては、6月、12月期の配分の違いはあるものの、現段階では年間支給月数はどちらも3.95月となり、平成21年度に比べ、0.2月の減となります。

第3条は、平成18年度人事院勧告に基づく、減額改定対象職員、これは現給保障対象職員であります。この月額給料について、平成21年度に引き続き0.17%の減額調整を行うものであります。

なお、現給保障対象職員で特定職員対象者については、1.5%の減額調整もあわせ行うことを定めたものであります。

第4条の「周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の一部改正は、改正条例案第1条の「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正に伴い、第4条に規定する12月期の期末手当支給割合を0.15月引き下げ、1.65月から1.5月に変更するものであります。

同様に第5条は、23年度以降の期末手当の配分変更を行うもので、6月期の期末手当支給割合を1.45月から1.4月に引き下げ、12月期の期末手当支給割合を、本改正で減じた1.5月から1.55月に引き上げるものであります。

これによりまして、本改正による平成22年度及び平成23年度の期末手当につきましては、現段階では年間支給月数は両年とも2.95月となり、平成21年度に比べ0.15月の減となります。

第6条及び第7条の「周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例」の一部改正も、改正条例案第1条の「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正に伴い、議員の期末手当の支給割合と同様に、町長等の特別職の期末手当支給に関する改正を行うものであります。

なお、今回の改正による年間の影響額でございますが、約2,500万円の減額となる見込みであります。この内訳でございますが、特別職3人、議員19人、職員300人です。また、今回の改正に伴う予算の補正、これは減額でございますが、12月議会において上程したいと考えております。

施行期日は、平成23年度以降の期末勤勉手当、議員及び町長等の期末手当の配分変更を規定する第2条、第5条及び第7条にあっては平成23年4月1日から、その他の条にあっては、平成22年12月1日から施行するものであります。

続いて、議案第2号周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

本議案も議案第1号で御説明したとおり、人事院勧告に伴う改正であり、改正内容も一般職の職員と同様でございます。

なお、今回の改正による影響額は、約29万円の減額となる見込みであります。内訳でございますが、職員4人でございます。今回の改正に伴う予算の補正、減額でございますが、12月議会において上程したいと考えております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今副町長のほうの補足説明で、影響額、人数等述べられました。それで気にかかるのが、人事院勧告の、民間に比べて公務員等の実際的な賃金が高いんだということで民間に近づけるといふことではあります、今の民間の状況をどういふふうにとらえているのかという点が1点であります。

長年、総人件費の抑制は不況を長期にもたらしちよる大きな原因である、最大の要因であるというのが私どもの考え方です。その中で、実際に民間給与ベースがどういふ状況なのかということ、わかる範囲で答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 民間の状況ということでございますが、本町には人事院組織はございませんので、そういった民間の状況について詳細に調査するという組織はございませんので、詳しくはわかりません。

ただ、報道等でかなりの厳しいという状況はございますが、あくまでも国の人事院勧告、国の人事院について全国的な民間企業のそういう状況を調査し、その中で人事院勧告が出ているということで理解しております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） この人事院勧告が実施されたら、今の条例でいけば、2,500万円ぐらい影響が出るということで、提案されております。今回の人事院勧告を周防大島町に当てはめた場合、こういう影響額が出ますというのが今副町長が補足説明された範囲だというふうに思います。

それで実際的に、ぜひこれは調べていただきたいのは、給料が下がることが実際的には不況を

ずっと続けていくことなんだという立場に立ち得るかどうか、これが大事な視点であろうというふうに思います。

あくまで、つくった生産物、これは消費して初めて完結するわけです。そういう中で、実際的には、例えば、先ほど民間は資料がないんだということではありますが、先週の新聞を読んでいますと、民間の場合が1997年、467万円から実際的には406万円、全体としてピークのときの223兆円から実際的には09年で31兆円も減少したというのが既に、まあ、これはうちの新聞なんですけど、明らかなんです。そのことが基本的には、消費不況を固定化させているというふうに、私は大きな原因であるというふうに考えておるが、町長のほうはどういうふうに考えておるのか。ただ単に、人事院勧告を実施すればいいだけという発想では、ちょっと寂しいんじゃないかと思いますので、質疑をしちよきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今御指摘の件でございますが、私の考えとすれば、例えば公務員関係の給与または人件費でもって景気を浮揚するというのではなくて、当然できるだけ行政の執行経費については安く上げるのが一つの行政改革の大きな目的だろうと思っております。そうした中で、民間の給与が上がる、要するに景気がよくなってきて、民間の給与がどんどん上がってくるということで、経済対策といいますか、今も政府も当然そういうことに対して今回の補正予算等も打たれておるんだろうと思いますが、ぜひともそういう民間の給与が上がる施策をやって、それに伴って公務員関係の給与も上がってくるというのがこの人事院勧告制度の大きな目的でございます。

そういったことからいたしますと、公務員の給与が下がるからといって、それが経済に与える影響はないとは申しませんが、それは若干そうではなくて、できるだけ民間給与で上げて、民間の経済を立て直して、そして公務員の給与が上がっていくというふうになるのが今の人事院勧告制度の趣旨ではなからうかと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 短時間で議論を十分尽くすことはできませんが、実際的に今の民間給与が、先ほど言いましたように09年までで31兆円減少したという状況です。これはもう紛れもない、経済誌等も書いちよと思うんで、間違いはないというふうに思いますが、この31兆円民間が減ったということは、椎木町長は基本的には企業が支払う能力がないという中で、この発想ではないかというふうに思います。企業が支払う能力がないから、コストダウン、賃金引き下げで、実際的には個々にやってきたと。で、それにつられて人事院勧告制度もずっと引き下げの論議をやってきたと。しかし、特にバブル期以降既に、あらゆる経済誌を通じて、今現在は既に企業は金余り状態なんだと、これが日本の状況が正しく報道されてないところに起因しち

よるというふうに思うんです。ぜひ、執行権者である椎木町長は、ぜひその民間の状況をリアルにぜひ見ていただいて、提案していただきたい。これが1点です。

それともう1点は、けさちょっと聞いたんですが、その状況、例えば条例条例が一つ一つ存在しておいて、条例改正の議案なんです。そのときには少なくとも、同じような系列だからということではなしに、やはりかつて私たち旧大島町では少なくとも賃金等の町長及び特別職そして一般職、一般職とは別個に条例提案して、それぞれ条例に基づいて採決していったというのが実態としてあります。それで、実際的に今のようなやり方、これは旧町4町の中でどこの町がそういうやり方があったんか、事例があればあわせて報告をしていただきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 今の御質問は、条例等でくくって条立てで条例改正しておると。それをそれぞれの条例の改正にしたらどうかという御意見でございますが、国の人事院勧告にかかわる準則については、そういうのでやっておるということで、今までそういうのは旧町やってたのかというお話ですが、私は旧東和ですが、旧東和はそういう条例等ということでくくってやっておりました。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第2号周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 聞き漏れたんですが、船舶等についても全く同じ比率の引き下げというふうにとらえてよいのかどうか。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 船舶職員はもちろん同じように期末勤勉手当のカットも同額ですし、給与改定についても対象となる職員については同じような給与改定をしております。同様でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第1号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の人事院勧告実施に伴う内容について、反対の立場から討論したいというふうに思います。

これは私は、昨年と同じ立場から討論しました。中身は、常に日本の経済、景気の持ち直しにどう影響を及ぼすか、その点にとって今回の人事院勧告はどのようなかという点から討論をまず最初にしたいというふうに思います。

私が言うまでもなく、基本的にはすべての生産物、これは4つに区切られておるといふふうに私は思っております。1つは、国民消費。国民による消費によって、どう移動するか。もう1つの柱は、国及び地方、これは予算執行を通じて図られます、消費されます。そして3つ目が、輸出、貿易ですね、貿易によって消費される。そして4つ目が、設備投資、これによって消費される。これが、どういう社会体制であろうとも、消費の方法であるといふふうに思います。

先ほど提案者のほうが、公務員が引き下げたからといってあんまり影響はないんだといういわれ方をしましたが、民間が、じゃあ、どれくらい引き下げられたかと言うたら、具体的には31兆円引き下げられましたよというのを私言いました。31兆円が消費に回ればどうなるのかということなんです。今、あくまで、今言った物差、4つの視点から生産物を消費するんだといふふうに言いましたが、どういう時代があっても基本的には6割余りを、国民が消費します。物をつくった、物が売れていく、そのことによって消費体系が完結して、大体全体の生産物の6割が国民で消費するんだということはもう定説なんです、経済の理屈なんです。そこに光を当てることが、最近マスコミ等が言っておる、まあ、政府も言っておるようですが、経済の安定的軌道に乗せるんだという言葉が歩きよります。しかし、ここに光を当てると、例えば貿易部分に光を当てようと、設備投資に光を当てようと、国と地方の予算に光を当てようと、圧倒的には基本は国民が消費することによって生産物は完結するんだと、これ経済の、再度言いますが理屈なんです。これと逆行するのが、今の提案の中身なんです。

私、昨年と同じような視点を述べて反対しました。これは先ほど説明した民間需要。何で日本だけが安定的軌道に乗らないのか。確かに、失業者ベースで言えば、世界の各国もなかなか回復してないという状況であります。それにしても賃金ベースで言えば、例えばイギリスが96年と比較して166%です。アメリカが155%、フランスが144%、ドイツが131%、日本は実は比較時点と比べて90%なんです。これが異常なんだということにぜひ目を向ける必要があるんじゃないかというふうに思います。

これ、私や日本共産党が言うだけではなしに、最近のエコノミスト、経済誌と言えるかどうか分かりませんが、エコノミストの中で、実は触れた部分があります。これ全部が正しいとは言いませんが、経済の理屈に書いております。景気回復をしようとすれば、少なくとも賃金アップして消費に回さなければだめなんだということがエコノミストという雑誌の中で出ておりました。

やはり、5兆円の景気回復のためのいきめのいく中身と言え、少なくともこの5兆円規模の消費、これが全体の景気を回復させていくんだということでもあります。かなり今、体制が変わり

まして、どういう方向に行くかは決定的には国民が選択する中身です。しかし、人事院勧告がすべてというとならぬに、仮に提案するとしても、そういうふうな、少なくとも経済の理屈、これはきちんと持つべきではないか。

今、企業の金余り状態がどこまで行っちょるかと言えば、大企業の内部留保がこの間100兆円ふえて244兆円に膨れ上がっていると。もう一つは、現金、党が40兆円を超える金額がふえておる。ここをきちっと見んと、なかなか経済の理論、理屈についていけないんじゃないかというふうに私は考えます。

そういう中で、今回少なくとも12月議会で補正提案するんだと、補正で中身の移動、これをするんだということではありますが、少なくともいきめのいく予算立て、これをぜひもう一度考えていただきたいというふうに思います。

あえて今回、景気回復の、これは本来なら国が気がつくべきことであります。地方もそれに、ただ国が気がつかんふりをして地方から声を上げていかなければならない。これが今の状況なんだということをあえてつけ加えて、反対の立場から討論したいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第3号

議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第3号動産の買入れについて（小学校パソコン教室用パソコン機器等）を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第3号動産の買入れ（小学校パソコン教室用パソコン機器等）につきまして補足説明を申し上げます。

町内の12の小学校のパソコン教室のパソコンを整備するために、パソコン152台と関連するプリンターやプロジェクター、デジタルビデオカメラなどの機器を買入れるものであります。

去る11月5日に11社の指名競争入札により、周防大島町大字久賀の有限会社中谷事務機が、2,367万円で落札いたしましたので、その落札価格に消費税を加えた2,485万3,500円で、この業者と契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに、納期については契約の日の翌日から平成23年2月25日としております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今、副町長のほうが152台、納期は2月末ということで補足説明がありました。今回買いかえもしくは全部買入れ、総買いかえなのか含めて、まず報告を求めたいのと、もう一つは、今事業仕分けというのが盛んに言われておりますが、これらはこれに対象外という格好になるのかどうなのか、私の勘違いを含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） まず、総買いかえかということでございますが、今回のパソコンの機器等の整備につきましては、パソコン教室用の配備ということで全部切りかえます。

それともう1点の、政府の仕分け関係はどうかということでございますが、これについては私は認知しておりません。

議長（荒川 政義君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号動産の買入れについて（小学校パソコン教室用パソコン機器等）原案の通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号

議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第4号平成22年度森野（和佐）漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第4号平成22年度森野（和佐）漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結について、補足説明をいたします。

平成22年7月30日に周防大島町大字久賀、ユタカ工業株式会社と請負契約を締結いたしました平成22年度森野（和佐）漁港海岸保全施設整備工事の請負代金を増額する請負変更契約の締結について、議会の議決をお願いするものであります。

本工事は離岸堤51.6メートルを設置する内容となっておりますが、入札剰余金を充てて延長12.9メートルを追加施工し、事業の早期完成を図るものであります。

この変更に伴い、請負代金を増額することが必要となりましたので、原契約の請負代金5,504万7,300円を1,173万2,700円増額した6,678万円とする請負変更契約を締結しようとするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 入札残を事業実施するということでもあります。で、実際的には12.9メートルという報告がありました。ほいで、メートル当たりが一体幾らなのかというのは当然出しておられると思いますので、報告を求めておきたいというふうに思います。

それと、今回のいわゆる海岸保全事業であります。これは今年度で終わりということなのか、あと何年あるのか含めて答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それではお答えいたします。

メートル当たりにつきましては、約100万円でございます。

そして、いつまでかかるかというお答えですが、今の金額で、年間5,000万円の予定でい

きますと、平成27年度までかかると思います。

議長（荒川 政義君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第4号平成22年度森野（和佐）漁港海岸保全施設整備工事の請負変更契約の締結について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

日程第10．常任委員会委員の選任について

議長（荒川 政義君） 日程第10、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

選任の方法は、委員会条例第7条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますので、皆様からの希望をとり、調整し、選任をしたいと思います。

また、委員会条例第2条の規定により、総務文教常任委員会は8名となっておりますが、議員1名欠員のため7名で構成したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、皆様からの希望を取り、調整し、選任をいたします。

総務文教常任委員会7名、民生常任委員会6名、建設環境常任委員会6名です。

ただいまから希望調書の用紙を配布いたします。第1希望、第2希望を記入していただきたいと思ひます。

事務局、用紙の配布をお願いいたします。

暫時休憩をします。次の会議は11時より再開をいたします。執行部におかれましては、議会のほうから招集をかけるまで休憩をしておいてください。

午前10時13分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

常任委員の選任につきましては、いろいろ検討いたしました結果、次のとおり決しましたので、事務局長より朗読をさせます。

事務局長（木元 真琴君） それでは、座ったままで失礼ですが、各常任委員会の委員さんを申し上げます。敬称略で申し上げますので。

総務文教常任委員会、4番、新山玄雄、5番、平野和生、6番、魚原満晴、12番、中本博明、13番、魚谷洋一、14番、平川敏郎、20番、荒川政義。民生常任委員会、7番、今元直寛、8番、広田清晴、10番、尾元武、11番、中村美子、18番、布村和男、19番、小田貞利。建設環境常任委員会、1番、田中隆太郎、2番、杉山藤雄、3番、神岡光人、15番、松井岑雄、16番、安本貞敏、17番、久保雅己。

以上です。

議長（荒川 政義君） 以上が、各常任委員会の委員であります。

各常任委員会においては、後ほど委員会にて正副委員長の互選をお願いします。

日程第11．議会運営委員会委員の選任について

議長（荒川 政義君） 日程第11、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第4条の2第2項の規定により、委員定数6名であります。

各常任委員会は2名の議会運営委員の選出を願います。

また、選出されました議会運営委員において、議会運営委員会の正・副委員長の互選を願います。

暫時休憩をします。11時20分まで休憩をします。

午前11時02分休憩

.....
午前11時25分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議会運営委員及び各常任委員会並びに議会運営委員会の正・副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局長より朗読をさせます。

事務局長（木元 真琴君） それでは、議会運営委員を申し上げます。

魚谷洋一議員、広田清晴議員、魚原満晴議員、安本貞敏議員、尾元武議員、松井岑雄議員。

以上です。

続きまして、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員長、魚谷洋一議員、同副委員長、平野和生議員。民生常任委員長、尾元武議員、同副委員長、布村和男議員。建設環境常任委員長、安本貞敏議員、同副委員長、松井岑雄議員。

員。議会運営委員長、魚原満晴議員、同副委員長、松井岑雄議員。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 以上、議会運営委員及び各常任委員会並びに議会運営委員会の正・副委員長であります。よろしく願いを申し上げます。

ここで、各常任委員長及び議会運営委員長、一言ごあいさつをお願いいたします。

まず、総務文教常任委員長、魚谷洋一議員。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） このたび、総務文教常任委員の皆さんの御推薦をいただきまして、委員長に就任いたしました魚谷でございます。

任期の期間中、常任委員会の役目を委員長として務めさせていただきます。皆さんの御協力、また議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 民生常任委員長、尾元武議員。

民生常任委員長（尾元 武君） このたび、引き続きまして民生常任委員長に御推挙いただきました尾元武でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

本当に、福祉の面といいますか、高齢化した周防大島町でございます。地域で住民の皆様が健やかに、すくすくと、また子育て支援も非常に真剣に考えております。

皆さんが、たしか健康増進課のほうでは地元周防大島町で、すくすくと、また100歳に挑戦という、そういったスローガンのもとに現時点活動しているところがありますが、そういった、とにかく皆さんとともに、一番地域の皆さんが密着するところでございます。私も微力ながら、一生懸命、汚すことなしに、頑張っていきたいと思いますので、皆様の御理解と御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長、安本貞敏議員。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） このたび、建設環境常任委員長、仰せつかりました安本貞敏でございます。

大変、産業も厳しい状況になっておりますけれど、皆様方の御力添えをいただきながら、御指導御鞭撻いただきながら、職務を全うしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 議会運営委員長、魚原満晴議員。

議会運営委員長（魚原 満晴君） このたび、議会運営委員会の委員長をさせていただきます、魚原でございます。重責ではありますが、一生懸命議員の皆様と手をつなぎ合い、町の振興のために一生懸命頑張りたいと思います。何とぞよろしく願いを申し上げます。

議長（荒川 政義君） ここで暫時休憩します。次の会議は、11時40分から再開をいたしま

す。

午前11時31分休憩

午前11時37分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

尾元武議員、久保雅己議員から、柳井地区広域消防組合議会議員の辞職願が提出されております。

お諮りします。柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1．柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件について

議長（荒川 政義君） 追加日程第1、柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、尾元武議員、久保雅己議員の退場を求めます。

〔10番 尾元 武君、17番 久保 雅己君 退場〕

議長（荒川 政義君） お諮りします。尾元武議員、久保雅己議員の柳井地区広域消防組合議会議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、尾元武議員、久保雅己議員の柳井地区広域消防組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

〔10番 尾元 武君、17番 久保 雅己君 入場〕

議長（荒川 政義君） ただいま、柳井地区広域消防組合議会議員が欠けました。

お諮りします。柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2．柳井地区広域消防組合議会議員の選挙について

議長（荒川 政義君） 追加日程第2、柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法 118 条第 2 項の規定による指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、議長が指名することに決定しました。

柳井地区広域消防組合議会議員に田中隆太郎議員、久保雅己議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田中隆太郎議員、久保雅己議員を柳井地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました田中隆太郎議員、久保雅己議員が当選されました。

田中隆太郎議員、久保雅己議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

次に、杉山藤雄議員、布村和男議員から、柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職願が提出されております。

お諮りします。柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 とし、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第 3 . 柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件について

議長（荒川 政義君） 追加日程第 3、柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、杉山藤雄議員、布村和男議員の退場を求めます。

〔 2 番 杉山 藤雄君、18 番 布村 和男君 退場 〕

議長（荒川 政義君） お諮りします。杉山藤雄議員、布村和男議員の柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、杉山藤雄議員、布村和男議員の柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職を許可することに決定しました。

〔 2 番 杉山 藤雄君、 1 8 番 布村 和男君 入場 〕

議長（荒川 政義君） ただいま、柳井地域広域水道企業団議会議員が欠けました。

お諮りします。柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 4 . 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙について

議長（荒川 政義君） 追加日程第 4、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

柳井地域広域水道企業団議会議員に神岡光人議員、今元直寛議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました神岡光人議員、今元直寛議員を柳井地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました神岡光人議員、今元直寛議員が当選されました。

神岡光人議員、今元直寛議員が議場におられますので、本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により当選の告知を行います。

次に、議会運営委員長から議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第 5 として

議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5．議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

議長（荒川 政義君） 追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から、議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について、地方自治法第109条の2第5項の規定により、閉会中の特定の事件として委員の任期中の継続審査としたい旨の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長の申し出のとおり、申し出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、申し出事件を委員の任期中の特定の事件として閉会中の継続審査に付すことに決定しました。

お諮りします。現在、議席番号9番が議員辞職による欠員、空席となっております。私といたしましては、16番の安本議員さんの席が3人がけの真ん中で、ここから拝見すると大変窮屈に見えますので、安本議員さんに御相談を申し上げ、議席の変更に関して御本人の御了解はいただいております。

つきましては、この際、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

追加日程第6．議席の一部変更

議長（荒川 政義君） 追加日程第6、議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、安本議員の議席を9番に、16番の議席を欠員による空席に変更します。

安本議員、大変申しわけございません、移動をお願いいたします。

以上で、議席の一部変更は終わりました。

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、平成22年第2回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

事務局長（木元 真琴君） 一同、御起立を願います。

一同、礼。

午前11時48分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 平川 敏郎

署名議員 松井 岑雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員